

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年6月11日

京都市長 門川大作

## 京都市規則第 8 号

### 京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則の一部を改正する規則

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する規則の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「その他これに類する設備」を削り、同条第1項各号列記以外の部分中「第8条第3号ウ」を「第8条第2号エ」に改め、「及び第10条第2項」を削り、同項第2号中「玄関帳場その他これに類する設備の設置場所における床面から天井までの高さの2分の1以上」を「適切な高さ」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「次に掲げる」を「旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）による改正前の法第2条第3項に規定する旅館営業に準じる営業として市長が認めるものを営む」に改め、「に類する設備」を削り、「当該設備」を「当該玄関帳場」に改め、同項各号を削る。

第6条から第9条までを削り、第10条を第6条とし、第11条を第7条とし、第12条を第8条とする。

第13条第1項第1号中「第10条」を「第6条」に、「第11条」を「第7条」に改め、同条を第9条とする。

第14条第1号中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条を第10条とする。

第15条を第11条とし、第16条から第18条までを4条ずつ繰り上げる。

第19条第1項中「第21条」を「第17条」に改め、同条第2項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、同項第8号中「第18条第7項」を「第10条第1項第2号」に、「体制の責任者」を「管理者」に、「第24条第3項第1号」を「第20条第3項」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(9) 条例第10条第1項各号列記以外の部分に規定する施設外玄関帳場を設置するとき  
は、その所在地

第19条を第15条とし、第20条から第23条までを4条ずつ繰り上げる。

第24条第3項各号列記以外の部分中「次に掲げる要件を満たすものを整備しなければ」を「管理者を定めなければ」に改め、同項各号を削り、同条を第20条とする。

第25条中「第4条の2第2号」を「第4条の2第3項第2号」に改め、同条を第21条とする。

第26条を第22条とし、第27条を第23条とし、第28条を第24条とする。

第29条中「この規則において別に定めることとされている事項並びに」を削り、同条を第25条とする。

第1号様式注以外の部分中

「

ホテル営業 旅館営業 簡易宿所営業 下宿営業

を

」

「

旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業

に改める。

」

第2号様式中「第10条及び第11条関係」を「第6条及び第7条関係」に改め、同様式1注以外の部分及び同様式2注以外の部分中

「

ホテル営業 旅館営業 簡易宿所営業 下宿営業

を

」

「

旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業

に改める。

」

第3号様式中「第13条関係」を「第9条関係」に改め、同様式注以外の部分中

「

ホテル営業 旅館営業 簡易宿所営業 下宿営業

を

」

「

旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業

に改める。

」

第4号様式中「第13条関係」を「第9条関係」に改め、同様式注以外の部分中

「

ホテル営業 旅館営業 簡易宿所営業 下宿営業

を

」

「

旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業

に改める。

」

第5号様式中「第19条関係」を「第15条関係」に改め、同様式備考以外の部分中

「

ホテル営業 旅館営業 簡易宿所営業 下宿営業

を

」

「

旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業

に、

」

「

所在地

を

旅館業施設の所在地

に、

」

」

「

管 理 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話 —

を

」

「

管 理 者	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
	氏名（法人にあつては、名称及び代表者名） 電話 —

に改め、同

施設外玄関帳場の所在地	京都市 区
-------------	-------

」

様式備考中4を5とし，3を4とし，2の次に次のように加える。

3 施設外玄関帳場の所在地の欄は，施設外玄関帳場を設置する場合に記入してください。

第6号様式中「第27条関係」を「第23条関係」に改める。

附 則

この規則は，平成30年6月15日から施行する。

(保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課)